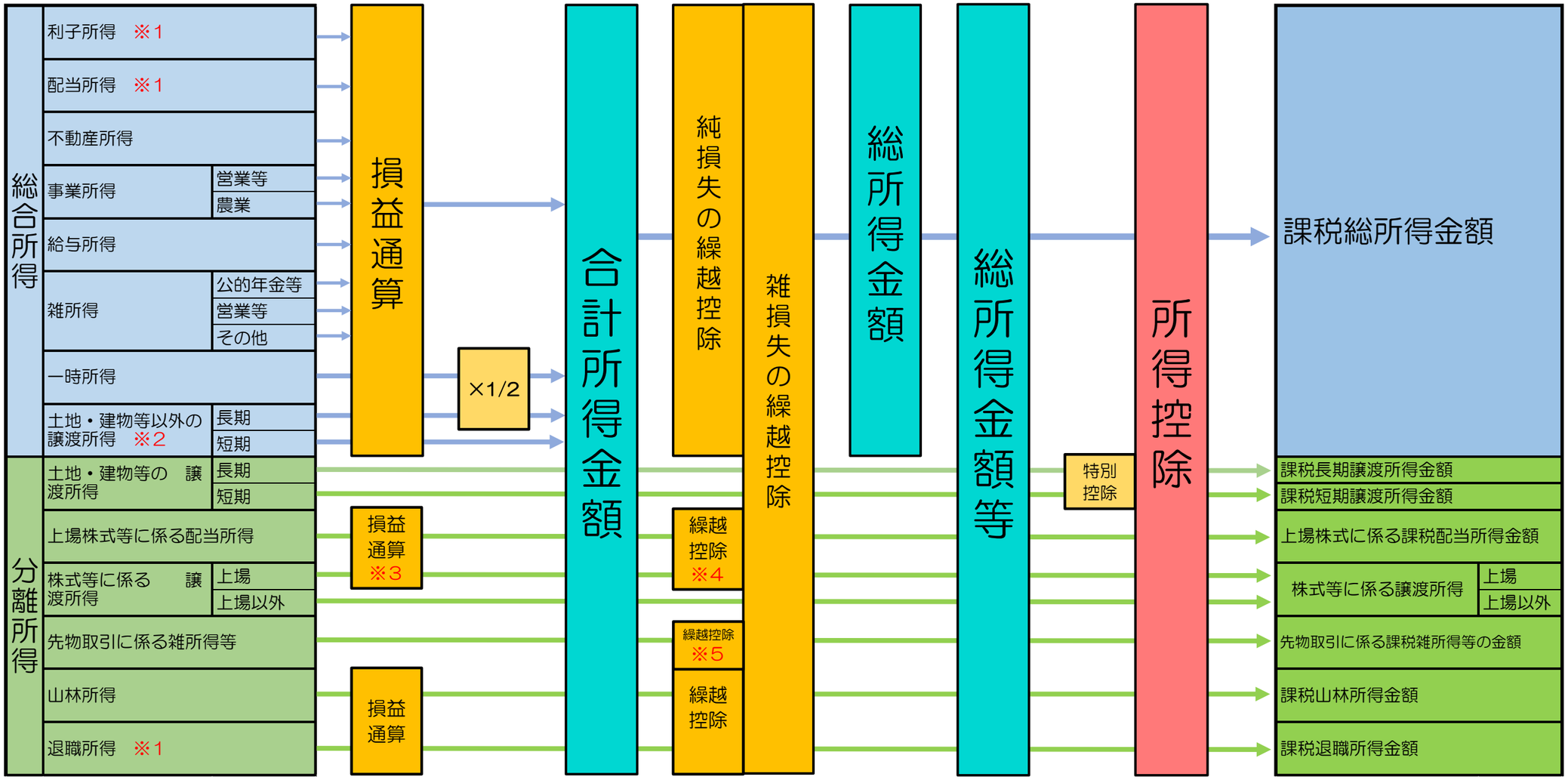

※1　源泉分離課税の適用を受けているものを除きます。
※2　居住用財産の買い換え等の場合譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。
※3　上場株式等に係る譲渡損失がある場合は、その年の上場株式等に係る配当所得と損益通算ができます。
※4　※3にて控除しきれない損失がある場合は繰越控除できます。
※5　先物取引に係る雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除できます。

【 合計所得金額で判定するもの 】
- 均等割の非課税限度額
- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の非課税限度額
- 扶養控除、配偶者特別控除の所得判定
- 配偶者特別控除の所得1,000万円超の判定
- 寡婦、ひとり親の所得500万円以下の判定

【 総所得金額等で判定するもの 】
- 所得割の非課税限度額
- 雑損控除
- 医療費控除
- 寄付金控除